

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

すべての生徒が安心して学校生活を過ごすことができるように、生徒の『安心・安全』を保障する

- \*いじめの未然防止 — 健やかでたくましい心を育む
- \*いじめの早期発見 — いじめはどの子どもにもおこりうるという考えをもつ
- \*いじめの早期対応 — いじめられている子どもの立場に立って組織での対応

【未然防止】

- \*教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る
  - ・社会性や規範意識を育てる手立て
  - ・命を大切にし、思いやりや豊かな心を育む場面
  - ・心の通う人間関係づくり
  - ・コミュニケーション能力や人権感覚を養う場面
- \*ピア・サポート活動の推進～相手の痛みが分かる、自分の弱みを語れる仲間がいる～
- \*新型コロナウイルスによる差別・偏見などを防ぐ取り組み
- \*子どもの自主的活動の場の設定
  - ・学級活動や生徒会活動
- \*保護者や地域への啓発
  - ・いじめは絶対に許さない
- 昨年度の取組の評価 —
- 多くの取組により、いじめを防ぐことができた

【早期発見】

- \*毎月、学校生活アンケートを行う
- \*月曜日と木曜日の放課後にハートフルタイムを設定し、相談できる先生に自由に相談できる場をつくる
- \*ハートフルタイムの中で生徒と二者面談を行う
- \*職員は、日頃からいじめの兆候がないか、子どもの様子をみとるようにする
- \*組織対応と生徒理解の充実
- \*保護者に対して、子どもがいじめについて悩んでいる様子を少しでも感じたならば、学校に相談するよう便りや保護者会等で啓発する
- 昨年度の取組の評価 —
- ・職員が子どもと向き合う時間を確保するようにしたため、早期発見につながった
- ・今後、多く生徒と向き合う時間が確保できればと考える

【早期対応】

- \*いじめの情報が入った場合、即座に事実確認する
- \*学校生活アンケートの集計を一部自動化
- \*いじめ対策組織を活用し、いじめを受けた子どもと保護者に対する支援、いじめを行った子どもと保護者に対する指導、助言を継続的に行う
- \*必要に応じていじめを受けた子どもといじめを行った子どもを離す等、状態にあった措置をとる
- \*子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察へ通報したりするなど関係機関に適切な援助を求める
- 昨年度の取組の評価 —
- ・組織として迅速および継続的な対応によって、子どもの「安心・安全」の保障に努めた
- ・諸問題に対する対応、事後指導が早くなった

【PTAや地域との連携】

- \*PTA活動や青少年健全育成委員会の活動に「声かけ運動・あいさつ運動」を取り入れ、生徒たちと関わりを持つ中で、生徒の変化があった場合、速やかに報告してもらう
- \*青少年健全育成会議の場で、いじめについて啓発し、情報交換の場としても活用する

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- \*道徳の授業や生徒会活動などを通して、いじめを考える場を設ける
- \*生徒が主体となって、いじめがない学年を目標に、集会やアンケート等を企画し、考える場をつくる
- \*ピア・サポート活動を通して、他者との関わりを考える場をつくる
- \*全校で「いのちを考える道徳」、「コロナウイルスによる差別を考える授業」を行い、啓発を図る

【いじめ対策委員会】

- 委員
- ◎校長 ○教頭 教務主任
  - 学年主任 生徒指導主事
  - 養護教諭 生活部
  - 地域代表

【職員研修・指導体制】

- \*4月に生徒理解研修会を実施し、共通理解を図る場とする

【取組等の点検】

- \*報告から対応の流れをスムーズにする
- \*人権や性の多様性に関する研修や講習を行う
- \*アセスを年2回実施し、結果を全職員で分析していく
- \*職員は教育課程アンケートにて、自分たちの取り組みを振り返る
- \*地域・保護者アンケートを通じて、いじめに対する学校体制について意見をうかがう

【関係機関との連携】

- \*警察・児童相談所との連絡を密にとり、情報共有体制を構築しておく
- \*医療機関等との連携と心のケア
- \*人権啓発センターや法務局等の相談窓口について保護者に周知を図る